

第18回 議会改革特別委員会会議概要

○ 日 時 平成26年7月24日（木）午後1時31分～午後2時09分

○ 場 所 第1委員会室

○ 出席委員 松島 洋 印南 宏 西垣一郎
江原俊光 水野友貴 日暮俊一

- 議題 1. 議会基本条例（第5条、6条、21条、22条）について
2. 議会基本条例・政策法務室の指摘事項について
3. 議会基本条例（案）について
4. その他

○ 協議事項

(1) 第17回特別委員会で保留となっていた第5条、6条、21条、22条について各会派の意見を基に協議した結果、次のとおりとなった。

- ・第5条は「議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民が議会審議に参加する機会を確保するよう努めるものとする。」とすることとした。
- ・第6条は「議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。2. 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。3. 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。」とすることとした。
- ・第21条は「議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定めるものとする。2. 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。」とすることとした。
- ・第22条は「議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。2. 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。3. 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。」とすることとした。

(2) 議会基本条例・政策法務室の指摘事項について（資料2参照）

- ・議会基本条例（素案）を政策法務室に2回確認をお願いし、指摘された事項について確認を行い、修正することとなった。主な指摘事項については以下のとおり。

1. 第23条第1項の中に2つの内容が記載されているため、後段を第2項とす

る。

(資料2ではすでに第1項と第2項に分けている。)

2. 第23条第3項を第14条第3項とする。
3. 第23条第4項を第2条第6号とする。
4. 条文全体を通して文言の整理や数字の表記、法律名の後に法令番号を入れるなどの修正を行う。

(3) 議会基本条例(案)について

- ・本日の委員会で確認・決定した点を反映させて議会基本条例(案)とすることとした。また、9月1日(月)本会議初日終了後、議員全員協議会を開催し、条例案について意見を伺うこととした。